「戦争と医の倫理」の検証を進める会 運営に関する規定

「戦争と医の倫理」の検証を進める会

(名称)

第一条 本会は、「戦争と医の倫理」の検証を進める会、と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都渋谷区代々木2-5-5 新宿農協会館6階 全国保険医団体 連合会内に置く。

(目的)

第三条 本会は、日本の医学者・医師等がかつての戦争中に731 部隊等で行った「人体実験」などの非人道的行為を、医学界が史実にそって検証し、その教訓を明らかにすること。及び、そのことを通じて、人間の尊厳や人権を基本とするこれからの医学・医療の発展に寄与することを目的とする。

(運営体制)

第四条 本会は、この会の目的に必要な各界からの世話人をもって世話人会を構成し、その合議により運営する。世話人会は、目的達成に必要な基本方針を審議、決定する。

世話人のなかから、代表世話人、常任世話人、事務局長を選出し、常任世話人会を構成する。常任世話人会は、世話人会の決定を受け、合議により日常の会務執行にあたる。

- ・代表世話人は、本会を代表する。
- ・常任世話人は、代表世話人を補佐し、会務を分担して活動する。
- ・事務局長は、世話人会、常任世話人会の決定について事務局を統括して処理するとと もに、事務局に会計責任者を置き本会の会計を所管する。
- ・本会に顧問を置き、必要に応じて助言や援助をお願いする。顧問は、各会議に参加し 意見を述べることができる。

(運営経費)

第五条 本会の運営経費は、本会の参加団体からの寄付金、及び本会の活動に賛同する団体・個人からの募金によってまかなう。

(旅費等の補助)

第六条 本会は、財政状況を勘案し、必要に応じて別に定める方法により世話人会構成員に旅費等を補助することができる。

(その他)

第七条 この規定に定めのない事項については、世話人会、または常任世話人会の合議により処理する。

(実施日)

第八条 この規定は、2009年9月27日より実施する。

以上

<旅費等の補助の申し合わせ>

世話人会構成員が遠隔地から会議、または行動に参加する場合で、自ら所属する団体などから旅費等の支給がない場合は、本人の請求により、主な幹線鉄道の交通費・宿泊費等を補助する。